

平成26年(ネ)第126号 大飯原発3,4号機運転差止請求控訴事件

控訴人 木田節子 外22名

被控訴人 関西電力株式会社

控 訴 答 弁 書

平成26年10月24日

名古屋高等裁判所金沢支部第1部C1係 御中

〒530-0004

大阪市北区堂島浜1丁目4番16号 アクア堂島西館2階

きっかわ法律事務所(送達場所)

電 話 06-6346-2970

FAX 06-6346-2980

被控訴人訴訟代理人 弁護士 小 原 正 敏



弁護士 田 中 宏



弁護士 西 出 智 幸



弁護士 原 井 大 介



弁護士 森 拓 也



弁護士 辰 田



弁護士 今 城 智



〒105-0004

東京都港区新橋2丁目4番2号 新橋アオヤギビル7階
山内喜明法律事務所

被控訴人訴訟代理人 弁護士 山 内 喜



〒530-8270

大阪市北区中之島3丁目6番16号 関西電力株式会社

被控訴人訴訟代理人 弁護士 中 室



控訴の趣旨に対する答弁

- 1 本件控訴を棄却する
 - 2 控訴費用は控訴人らの負担とする
- との判決を求める。

控訴の理由に対する答弁

第1 はじめに

控訴人らは、控訴理由書において、福島第一原子力発電所事故やチェルノブイリ原子力発電所事故を引き合いに出し、大飯発電所3号機及び4号機（以下、「本件発電所」という）で大きな事故が起きた場合は、控訴人らのうち、本件発電所から最も遠方（本件発電所から約1250km）に居住する者についても、その人格権が侵害される具体的危険性が認められるとして、本件発電所から250km圏外に居住する控訴人らの請求を棄却した原判決の判断は誤りであるなどと主張している。

しかしながら、被控訴人が平成26年10月24日付準備書面（17）で詳述したとおり、本件発電所の安全性は確保されており、そもそも控訴人らがその主張の前提とするような大きな事故が起こることは考えられないのであって、控訴人らの居住地が本件発電所からどの程度の距離であるかにかかわらず、本件発電所において、控訴人らの人格権等が侵害される具体的危険性はない。

上記のとおり、控訴人らは、安全性が確保されている本件発電所において、大きな事故が起こり得るという前提から認識を誤っており、控訴人らの主張には理由がないのであるが、その点を措くとして、控訴人らの控訴理由書について、以下のとおり認否する。

第2 控訴の理由に対する認否

1 「第1 原判決の概要」(4頁)について

認否の限りでない。

2 「第2 一審原告らの主張は複数の原発事故による被害拡大を前提とするものではないこと」(5頁)について

認否の限りでない。

3 「第3 年間1mSvを超える被ばくの危険性は運転差止請求を基礎付けるに足る具体的危険性と認められること」(6頁)について

(1) 「1 はじめに」(6頁)について

次の①及び②は認め、その余は知らないし争う。

①国が、避難を求める計画的避難区域を積算放射線量が年間20mSv(ミリシーベルト)に達する可能性がある地域としたこと

②線量限度等を定める告示¹によると、放射線業務従事者の線量限度は、実効線量²について、5年間につき100mSv、かつ、1年間につき50mSvとされていること

¹ 正式には、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示」(平成13年経済産業省告示第187号)である。

² 実効線量とは、放射線の人体に対する影響の度合い(発がんなどのリスク)を定量的に定義したものである。実効線量の値は、人体の一部の組織が放射線に被ばくしたときの影響の度合いを、全身の組織がある線量を均等に被ばくすることによりもたらされるそれと同等であるとしたときの、その全身に対する線量として求められ、単位としてはSv(シーベルト)が用いられる。なお、実効線量への換算については、組織ごとに換算係数が定められており、例えば、肺(換算係数は0.12)だけに100mSv被ばくした場合、その影響の度合いは、全身の組織が均等に12mSv被ばくしたのに等しく、この値が実効線量となる。

(2) 「2 放射線被ばくによる健康被害」 (7頁) について

ア 「(1) 急性障害と晩発障害」 について

次の①ないし⑥は認め、「晩発障害は、浴びた人数のうち、被ばく線量に応じて『そのうちの何人』というように一定の確率で現れるので確率的影響ともいわれる」との点は否認し、その余は知らないし争う。

①放射線は細胞を傷つける可能性があること

②一般に、放射線のエネルギーと比較すると、生物の体を形作る分子の結びつきのエネルギーは小さいこと

③放射線はDNAを切断する可能性があること

④第2段落

⑤DNAの損傷が様々な要因で日常的に発生しており、細胞はそのほとんどを修復していること

⑥DNAの損傷が間違って修復されると、その部分を含む遺伝子に突然変異が生じる可能性があること

晩発障害には確定的影響に分類される白内障等もあるため、晩発障害の全てが確率的影響に分類されるものではない。

イ 「(2) 被ばく線量と発がんリスク」 について

次の①及び②は認め、その余は知らないし争う。

①低線量 (100mSv 以下) の放射線を浴びた場合の発がんリスクについて、ICRP 勧告は、被ばく線量とがんの発生率との間に正比例の関係があるモデルを採用していること

②ICRP 勧告は、放射線被ばくによるがん死のリスク評価にあたって、100mSv 当たり約 0.5%としていること

なお、100mSv を下回る被ばく線量でがんの発症率が有意に上昇するとの疫学的報告は存在しない。

ウ 「(3) 年齢によって異なる放射線感受性」について

国が、平成23年4月19日に生徒等の被ばく量について、年間1~20mSvを学校等の利用判断における暫定的な目安としたことは認め、その余は知らないし争う。

エ 「(4) チェルノブイリ原発事故による健康被害」について

知らないし争う。

(3) 「3 人命の喪失と住民の生活及びコミュニティの崩壊」(12頁)について

「3」の冒頭箇所は、認否の限りでない。

ア 「(1) 原発事故による人命の喪失」について

(ア) 「ア 地震・津波被災者の救助の遅れ」について

次の①及び②は認め、その余は不知。

①平成23年3月11日午後2時46分に東北地方太平洋沖地震が発生したこと

②福島県では、福島第一原子力発電所事故のため、沿岸部における行方不明者の捜索が遅れたとされていること

(イ) 「イ 震災関連死」について

a 「(ア)」について

概ね認める。

b 「(イ)」について

知らないし争う。

(ウ) 「ウ 自死」について

次の①及び②は認め、その余は不知。

①控訴人らが主張する「自死」が新聞等で報道されていること

②「東日本大震災に関連する自殺者数(平成26年5月分)」(甲98)

によると、福島県における東日本大震災に関連する自殺者数は、平成26年5月現在で54名とされていること

イ 「(2) 住民の避難と日常生活及びコミュニティの崩壊」について

(ア) 「ア 大規模な住民の避難」について

a 「(ア)」について

区域再編後、現時点において、居住が制限される帰還困難区域及び居住制限区域が設定されていることは認め、その余は不知。

なお、国会事故調報告書³(甲1)に「避難した人数」として記載されている人数は、内閣府資料の引用とされているが、同資料によると、「避難した人数」ではなく、正しくは「避難区域等の人口」であり、福島県民の避難者数の合計としては11万2192人(平成23年9月2日現在)とされている。

b 「(イ)」について

次の①ないし③は認め、その余は不知。

①政府の避難指示等に伴う避難だけでなく、住民の自主避難が生じていること

②「自主的避難関連データ」(甲30)によると、福島県民の自主的避難者数は、平成23年9月22日時点で5万327人と推計されていること

③福島第一原子力発電所事故において、避難に伴い、住民の生活が影響を受けていること

(イ) 「イ 日常生活及びコミュニティの崩壊」について

a 「(ア)」について

次の①及び②は認め、その余は不知。

³ 正式には、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の「報告書」である。

①福島第一原子力発電所事故において、避難に伴い、住民の生活が影響を受けていること

②「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報（第 1237 報）」（甲 99）によると、福島県内外への避難者の数が平成 26 年 6 月時点で 12 万 6000 人以上いるとされていること

b 「(イ)」について

次の①ないし③は認め、その余は不知。

①福島第一原子力発電所事故以降、福島県内の一部の学校で屋外活動の制限がなされたこと

②小学 5 年生と中学 2 年生を対象とした「平成 25 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」において、福島県は平成 24 年度に続き 8 種目の体力合計点平均が、小学 5 年生と中学 2 年生の男女全てにおいて全国平均を下回っていること

③福島県における上記の「平成 25 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果について、「東日本大震災、東京電力福島第一原発事故による生活環境の変化や、屋外活動の制限などの影響が体力低下の一因として考えられる」と報道されていること

(4) 「4 法令」(20 頁)について

概ね認める。

ただし、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年 12 月 28 日通商産業省令第 77 号）第 2 条第 6 号」とあるのは、同規則「第 2 条第 2 項第 6 号」の誤りと思われる。

(5) 「5 裁判例」 (20 頁) について

金沢地方裁判所平成 18 年 3 月 24 日判決 (志賀原子力発電所 2 号機建設差止請求事件) が, 同事件の原告らによる志賀原子力発電所 2 号機の運転差止請求を認容したことは認め, その余は争う。

なお, 同事件の原告らの請求は, その後の控訴審において, 志賀原子力発電所 2 号機の運転によって同事件の原告らの「生命, 身体, 健康が現に侵害され, 又は侵害される具体的危険性があるものと認めるには足りない」等として棄却されており, 上告も棄却され, 当該控訴審判決は確定している。

(6) 「6 小括」 (21 頁) について

知らないし争う。

4 「第 4 本件原発の事故により最も遠方に居住する者も年間 1mSv を超えて被ばくする危険性が認められること」 (21 頁) について

(1) 「1 はじめに」 (21 頁) について

次の①及び②は認め, その余は知らないし争う。

①「Bq (ベクレル)」は放射性物質が放射線を出す能力を表す単位であり, 「Sv (シーベルト)」は放射線による人体への影響の度合いを表す単位であること

②ベクレルからシーベルトへ換算する際に使用する式は, 放射性物質が出す放射線の種類等の条件によって異なること

(2) 「2 福島原発事故で想定されたより深刻な被害」 (22 頁) について

次の①ないし⑤は認め, その余は知らないし争う。

①東京電力株式会社によると, 福島第一原子力発電所事故で大気中に放

出された放射性物質の推定量は、よう素換算にして約 900PBq (ペタ⁴ベクレル) であること

- ②チェルノブイリ原子力発電所事故で大気中に放出された放射性物質の量は、INES 評価で 5200PBq とされていること
- ③福島第一原子力発電所事故において、原子炉内の核燃料が溶融したとされていること
- ④福島第一原子力発電所事故において、高温の溶融物が水に反応して起きる水蒸気爆発は生じなかったとされていること
- ⑤原子力委員会の近藤駿介委員長が、平成 23 年 3 月 25 日に「福島第一原子力発電所の不測事態シナリオの素描」(甲 31) という文書を菅内閣総理大臣に提出していたこと

(3) 「3 チェルノブイリ原発事故における汚染地域」(23 頁) について概ね認める。

「目撃者によると、夜空に花火が上がったようであった」との点等、出典が不明な記載もあるが、積極的に争うものではない。

(4) 「4 WASH740」(26 頁) について

米原子力委員会の報告書(WASH740)が、ブルックヘブン国立研究所によって作成されたことは認め、その余は否認する。

WASH740 について、控訴人らの記載する内容は不正確である。

(5) 「5 志賀原発 2 号機事故の被害予測」(26 頁) について

不知。

⁴ ペタとは、10 の 15 乗を示す、単位における接頭語をいう。

(6) 「6 裁判例」 (26 頁) について

金沢地方裁判所平成 18 年 3 月 24 日判決 (志賀原子力発電所 2 号機建設差止請求事件) が, 同事件の原告らのうち熊本県に居住する者について, 50mSv の被ばくのおそれがあると認めていることは認め, その余は不知。

なお, 同事件の原告らの請求が, その後の控訴審において棄却され, 当該控訴審判決が確定していることは, 前述のとおりである。

(7) 「7 小括」 (27 頁) について

知らないし争う。

5 「第 5 結論」 (27 頁) について

争う。

第 3 結語

本書面「第 1 はじめに」でも述べたとおり, 本件発電所の安全性は確保されており, そもそも控訴人らとその主張の前提とするような大きな事故が起こることは考えられないのであって, 控訴人らの居住地が本件発電所からどの程度の距離であるかにかかわらず, 本件発電所において, 控訴人らの人格権等が侵害される具体的危険性はない。

よって, 控訴人らの主張には理由がなく, 本件控訴は棄却されるべきである。

以 上